

堺 資 循 第 496 号
平成 29 年 7 月 3 日

一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位

堺市環境事業部 資源循環推進課長
(公 印 省 略)

交通法規遵守の徹底について (通知)

先般、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者の塵芥車 (パッカー車) による事故が発生しました。

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、従来から廃棄物処理法をはじめとする関係法令遵守、特に交通法規遵守はもちろんのこと、安全運転の励行や運転マナーの向上について様々な機会において指導してきたところですが、改めて安全運転・安全作業を厳守するよう全従業員に周知徹底してください。

また、運搬する際は、幹線道路を走行し、スクールゾーンや住宅街などを抜け道として使用しないようにしてください。収集のため、やむを得ず通行する場合は、交通ルールの遵守はもちろんのこと、細心の注意を払い、事故等の防止に努めてください。

万が一、事故が発生した際は、人身・人命の救助を優先し、適切な初期対応を行い、堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者として誠意ある対応をしてください。もし、その事故が人身事故または人身事故となる恐れがある場合は、裏面のとおり本市に事故の概要を報告してください。なお、当該報告をもって、本市が事故の対応等にあたることはありません。

記

1. 許可車両の運行に際しては、交通ルール等を遵守すること。
特に以下の事項には十分注意すること。
速度超過、信号無視、過積載、一方通行の逆走、割込み等の危険運転など
2. 夜間・早朝の収集運搬作業をする場合は、騒音防止に努めること。
特にエンジン音・回転板作動時・コンテナボックス脱着時には十分騒音に配慮した収集運搬作業を行うこと。
3. 一般廃棄物収集運搬業許可業者としての公共性を自覚し、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけないこと。

人身事故または人身事故となる恐れがある場合の報告方法

- (1) 報告方法 電話連絡による。
本市への報告よりも初期対応を優先してください。
- (2) 報告先 堺市環境局 環境事業部
資源循環推進課 許可係
TEL 072-228-7479
- (3) 報告内容 ①登録車両番号
②事故の概要（日時、場所、事故内容等を簡潔に）
- (4) 閉庁時の対応 閉庁時に事故が発生した場合は、直近の開庁日に報告してください。